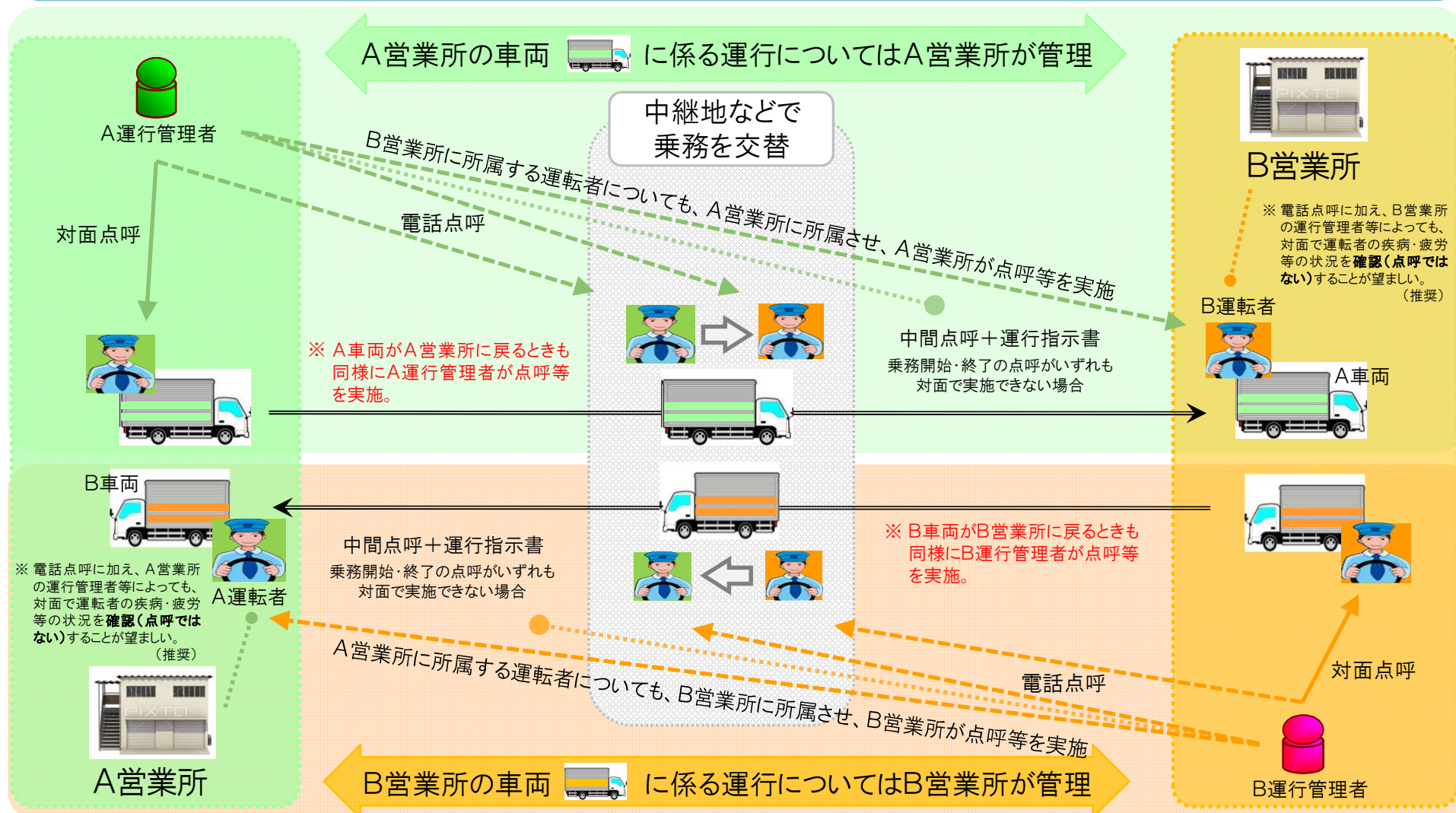


①-1 同一事業者内での中継輸送について

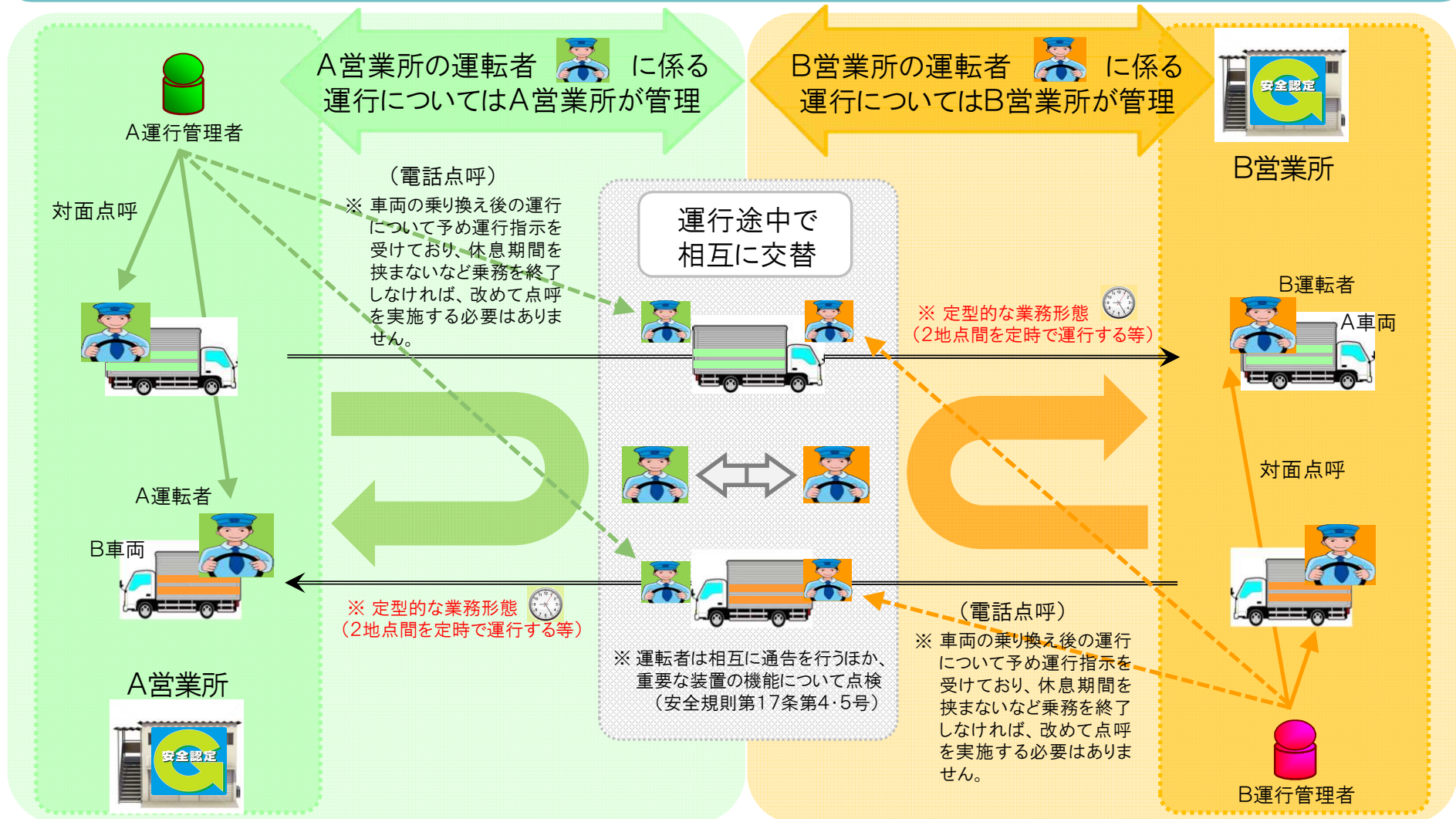
同一事業者内の複数営業所において中継輸送を行う際、他営業所に所属する運転者を乗務させるには、当該運転者を使用車両の配置された営業所にも所属させ※、当該営業所から点呼や運行指示などの運行管理を一元的に行う必要があります。 ※ 運転者台帳を備え置くとともに、健康診断・乗務記録の共有等により適切に健康・労務管理を行う等、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守する必要があります。



①-2 同一事業者内での中継輸送について（Gマーク特例）

定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所間では、①-1による中継輸送とは別に、解釈運用通達第17条第2項の規定により、運転者を“兼務”させることなく中継輸送を行うことが可能。ただし、点呼簿・乗務記録・運行記録計の記録の共有・保存が必要となるほか、運行管理規程への明記等が必要。

※ Gマーク営業所とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所のこと。



② 異なる事業者間での中継輸送について

異なる事業者間で中継輸送を行う場合は、通達「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について」(平成9年7月1日)に基づき、事業者間で、責任関係などについて協定書等で定めておくこととされております。なお、運行管理については、車両に乗務する運転者が所属している営業所において行うこととなります。

